国立大学法人ガバナンス·コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度) 様式

作成日 2021/ 9/ 28 最終更新日 2021/ 9/ 28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年9月28日
国立大学法人名		国立大学法人広島大学
法人の長の氏名		越智 光 夫
問い合わせ先		財務・総務部総務グループ (Tel:082-424-6059, E-mail:soumu@office.hiroshima-u.ac.jp)
URL		https://www.hiroshima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	経営協議会での確認については、役員懇談会での確認を経て、学外委員に対して、資料の事前送付又は事前説明を行った後、第83回経営協議会(令和3年7月28日開催)において、令和3年2月28日付け公表分からの更新及び文部科学省からの確認事項等を踏まえた全原則の適合状況等について説明を行った。会議では、全ての原則、補充原則ともに実施していることから、特に指摘はなかった。上記を踏まえ、さらに、第84回経営協議会(令和3年9月15日開催)において、令和3年9月現在の最新状況に内容を更新の上、適合状況等について審議を行い承認した。 (委員からの意見) 法人経営を担い得る人材の育成方針の運用に関して以下の意見があった。・ある一定の年齢に達した者をローテーションでポストに登用するのではなく、能力と意欲のある者を適材適所へ配置するよう努めていただきたい。・アリゾナ州立大学(ASU)とも連携した経営人材の育成も検討いただきたい。
監事による確認	更新あり	本学は本年度のガバナンス・コードへの適合状況等への対応について、期初に監事との意見交換を行い、適合状況については社会に対する説明責任の観点から、関係規則、HP等で公表されているものを根拠とすること、また、引き続きより充実したガバナンス体制の構築に向け検討を行うことを確認した。特に監事からは、内部統制についてさらなる改善を要請した。具体的な対応として、前年度適合状況等の説明状況が不十分と思われる記載について、修正を行うとともに、本年度の改善事項(監事支援室の設置、法人経営人材の育成方針の策定等)及び今後の点検状況について確認した。その内容については、役員及び副学長等で構成する役員懇談会において説明し情報共有を図るとともに十分な意見交換を行った。また、第83回、84回経営協議会においては、事前に説明がなされた上で、意見交換が行われ、その内容が確認された。最終的に本報告書(案)となり、教育研究評議会で報告され、役員会の議を経て公表することとなった。監事は全原則は実施できているが、引き続き、より充実したガバナンス体制の構築に向け、検討を行うことになったことを確認している。 監事は本件に係る全ての審議に出席し、経営協議会等の審議状況や監事からの意見への対応状況が適切であることを確認している。また、ガバナンス・コードは、法人運営の基本原則となる規範として策定されていることから、職員も共通認識を持つ必要があるので、部長及び副理事で構成する業務連絡会議において、情報共有が図られていることも確認している。
その他の方法による確認	更新あり	令和3年9月21日開催の第196回教育研究評議会で報告を行った。 令和3年9月28日開催の第347回役員会で審議を行い承認した。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の 実施状況		当法人は,各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を 実施しない理由又は今後の実 施予定等		なし。

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		記載欄 平成21年6月に策定した「広島大学の長期ビジョンー10年から15年後の広島大学 像一」をベースに、平成29年4月に、長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」を策定した。本プランは、人間、社会、文化、食料、環境、自然の持続性に関連する全ての既存の学問領域を包含し、平和の構築に限りなくチャレンジし、働きかける新しい平和 科学の理念「持続可能な発展を導く科学」の創生を目指した活動を展開することで、「100年後にも世界で光り輝く広島大学」であるための今後10年間のブランと、その責務を果たすことを以下の構成で表明している。 ・広島大学のミッション(使命と役割) 新しい平和科学の理念=「持続可能な発展を導く科学」を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現・広島大学の全体コンセプト 「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界的な教育研究拠点の構築・広島大学の自標 「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界的な教育研究拠点の構築・広島大学の3つのビジョン研究:「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界的な教育研究の高度化教育:変動する世界を俯瞰し、国際的にチャレンジする人財の輩出社会貢献:地域と国際社会が協同して発展する社会連携の強化・広島大学のアクション高度なR機能に基づいて変革を進める大学質の高い教員・研究者を養成する大学教育と研究を高度化する連合大学平和科学の新機軸を構築する大学・未来に向かう広島大学の自画像世界中から好奇心にあふれる若者や学び直しの社会人が集う、世界トップレベルの教育・研究環境を提供するキャンバス生涯で何度でも学んでみたい「持続可能な発展を導く科学」をリードしそびえ立つ知の世界的拠点全ての構成員が、平和で安定した輝かしい未来社会の創造に向けて、自主的に学び、誇りと希望に満ちて挑むチャレンジングな大学なお、策定に当たっては、学内外の関係者の意見を聴くため、教育研究評議会、経営協議会、役員会で承認を経て策定を行つた。 エを実現するための道筋として、文部科学大臣が定める6年間の中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、公表している。 日長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 いたいたいではいます。中期計画及び年度計画を策定し、公表している。 日長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 いたいたいではいます。中期計画を策定し、公表している。 日長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 いたいたいではいます。中期計画をではいます。中期計画をではいまれています。 ・
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証 結果及びそれを基に改善に反 映させた結果等		目標・戦略を達成するための道筋である中期目標・中期計画について、組織目標推進シート(年度計画の進捗状況を管理するシート)を活用して、進捗状況の確認と検証を行い、その結果を基に次年度以降の「年度計画」に反映させることで、業務の改善を図っている。また、その状況については、「業務の実績に関する報告書」及び「各年度年度計画」として、文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果も併せて公表している。 □「業務の実績に関する報告書」及び「国立大学法人評価委員会による評価結果」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/univ_evaluation □年度計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/business_info/third_term
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る 各組織等の権限と責任の体制	更新あり	国立大学法人法に基づき、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり規定するとともに、本学公式ウェブサイトにおいて公表している。 学長について、広島大学学則第20条第1項において、「学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。」と規定するとともに、広島大学役員規則第2条において、「学長は、校務をつかさどり、職員を統督するとともに本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。」と規定している。理事について、広島大学判第20条第3項において、「理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。」、広島大学役員規則第5条において、「それぞれ主として次に掲げる職務分担その他学長が特に命ずる事項について学長を補佐し、その業務を掌理する。」と権限と責任を規定するとともに、「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において具体の職務内容を規定している。副学長について、広島大学学則第22条において、「教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当する」、広島大学副学長に関する規則で権限と責任を規定するとともに、「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において具体の職務内容を規定している。

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
	更新あり	この他にも学長補佐は、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特任補佐は、学長の諮問に応じ、資料収集及び調査を行い、意見を具申すること、副理事は、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐することをそれぞれ広島大学学長補佐規則、広島大学副理事規則において規定している。 さらに、「広島大学学則」において、重要事項を審議する役員会(第24条)、経営に関する重要事項を審議する経営協議会(第25条)及び教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会(第26条)を設置することを規定するとともに、「広島大学役員規則」、「広島大学経営協議会規則」及び「広島大学教育研究評議会」において審議事項等を規定している。
		□広島大学学則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000001.htm □広島大学役員規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000124.htm □広島大学の理事及び副学長の職務内容について https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000704.htm □広島大学長補佐規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000131.htm □広島大学副理事規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000132.htm □広島大学経営協議会規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000003.htm □広島大学教育研究評議会規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000004.htm
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	第3期中期目標期間の人事方針として、以下のとおり定め公表している。 ・大学運営における意思決定の場に女性を積極的に登用するため、女性教員及び女性管理職の割合を各20%程度にまで増加させる。(2021年5月1日現在:女性教員の割合21.2%,女性管理職の割合20%) ・グローバル化の進展に対応するため、外国籍又は海外での教育研究歴等を持つ教員を全教員の47%程度にまで増加させるとともに、外国籍又は海外での職務経験等を持つ職員を全職員の8%程度にまで増加させる。(2021年5月1日現在:当該教員の割合44.3%,当該職員の割合8%) ・優秀な若手教員(40歳未満)の活躍の場を全学的に拡大し教育研究を活性化するため、テニュアトラック教員計画的採用などにより、若手教員(40歳未満)を34%(退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員については23.4%)程度にまで増加させる。(2021年5月1日現在:当該教員の割合29.4%(退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員については23.4%)程度にまで増加させる。(2021年5月1日現在:当該教員の割合29.4%(退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員については26.1%)) また、ダイバーシティ環境の実現に向け、若手研究者音安定的雇用による優秀な若手人材の確保・育成、女性上位職の増加、民間企業経験者及び実務家教員の雇用の推進、障がい者雇用の推進等を掲げた「第4期中期目標期間に向けた人件費管理及び人員配置の基本方針」を定めている。 □第3期中期目標 https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/139164/3_mokuhyou_20200319.pdf 第3期中期計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/139167/3_keikaku_20200325.pdf
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく 行う活動のために必要な支出 額を勘案し、その支出を賄える 収入の見通しを含めた中期的 な財務計画	更新あり	文部科学大臣が定める6年間の中期目標に基づき,第3期中期目標の達成に向け,予算,収支計画,資金計画などの中期的な財務計画を策定し,第3期中期計画の中で公表するとともに,同計画に「教員1人当たりの外部資金獲得額を第2期中期目標期間終了時の1.5倍程度にする。」旨を掲げ,外部資金獲得戦略に基づいた具体的な行動計画である「資金獲得計画」を策定し、全学的に外部資金獲得に取り組んでいる。 □中期目標・中期計画・年度計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/business_info/third_term

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)	更新あり	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条に基づき作成している財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監査報告について、文部科学大臣承認後本学ホームページにおいて公開している。財務諸表における附属明細書及び事業報告書においては、学部・研究科別の業務措益や教育研究等の成果・実績等について開示しており、コストの見える化を推進している。また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく情報発信するため、本学の財務状況に加え、理念、ビジョン、教育研究等の諸活動をまとめた『広島大学財務報告書』を作成し、公表している。 □財務諸表(附属明細書)及び事業報告書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/other_public_info/o
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計 画的に育成するための方針	更新あり	第344回役員会(令和3年7月28日開催)において、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について」を策定し、これを公表している。(方策内容)(教員)学内の多様な役職を経験させるとともに、法人経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることにより、法人経営を担う人材を育成する。例えば、次代の法人経営を担いうる教員を、早い段階から副理事及び学長特任補佐等に登用し、学長又は理事が出席する会議に参画する機会を与えるとともに、大学運営に関する重要事項の企画立案等に携わらせ、法人経営の一旦を経験させることを通じた能力の開発を行う。リーダーシップやマネジメントに関する国内外の研修を通じて、法人経営を担うために必要な能力の開発や向上等を図る。(職員)職員のキャリアパスを通じ、多様な業務を経験させることにより、業務知識・スキルの向上を図り、法人経営に貢献する人材を育成する。例えば、複数の業務分野や他機関での幅広い経験や研修等を通じてマネジメント能力の醸成を図るほか、職位及び年齢に関係なく、意欲及び能力の高い者を管理職等に積極的に登用する。 □国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/officer

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を 補佐するための人材の責任・ 権限等		理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。副学長は、教育、研究、その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するとしている。理事、副学長の職務分担は「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において定めている。また、学長補佐は、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特合補佐は、学長の諮問に応じ、資料収集及び調査を行い、意見を具申すること、副理事は、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐することを各規則で定め、公表している。 □広島大学規則集 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/(該当規則等) 広島大学役員規則、広島大学副学長に関する規則、広島大学で長補佐規則、広島大学副理事規則、広島大学で見種に表し、では、対している。
原則2-2-1 役員会の議事録	更新あり	広島大学学則第20条第2項において、学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第24条に定める役員会の議を経なければならないと定めており、役員会は、毎月定例開催するとともに、必要に応じて適宜開催(令和3年度9月末現在8回、令和2年度19回)することにより、迅速な意思決定を的確に行うようにしている。 ① 中期目標についての意見(法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認(同法第13条の2第1項及び第17条第6項の承認を除く。)を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項 ⑥ その他役員会が定める重要事項 また、重要事項については、学長を議長とし理事、副学長を構成員とした役員懇談会において十分に検討を行った上で、教育研究評議会、経営協議会において部局長、学外委員と審議を行い、役員会に付議することとしている。なお、役員会の議事要録については、本学公式ウェブサイト上にて公表している。口役員会議事要録等 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/executive_board
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を、以下の観点で、理事(2人)、経営協議会学外委員(10人)として登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。 (学外理事) 多様な人材の活用によって大学の経営力を強化するとともに、客観的・複眼的な外部からの意見を反映する観点 ②役員 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/officer/president (経営協議会学外委員) 「民間的発想」のマネジメント手法を導入し、全学的観点から資源を最大限活用した経営に関する意見を反映する観点 」経営協議会委員 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/administrative_council

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が役 割を果たすための運営方法の 工夫		【選考方針の明確化】 経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を以下のとおり明確にしている。 【運営方法の工夫】 経営協議会の開催に当たり、中期目標・中期計画関係、当初予算・決算関係、組織整備及び給与等の規則改正等、その時々の経営課題に応じて適切な議題を設定し、会議当日に活発な議論を行うため、事前説明の機会を設けるなど経営協議会の議論が活性化する仕組みを整備している。 また、多くの学外委員が出席可能となる会議日程を予め年間を通じて設定し、年間5回開催している。
		さらに、本学の機能強化に活かすため、会議当日に経営協議会とは別に意見交換会を設定し、様々な意見をいただき大学運営に反映させる仕組みも整備し、いただいた意見に対する対応状況を公表している。 (テーマ:例) 「大学の研究力強化について〜グローカルな協働を基盤とした社会連携の推進〜」 「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿について」等 □経営協議会HP https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/administrative_council
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結 果、選考過程及び選考理由		広島大学長選考規則第5条第1項において、「学長候補者の資格」を「人格が高潔で、学識が優れ、大学における教育・研究・社会貢献活動を当該学長候補者が示すビジョンに沿って適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と規定するとともに、学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、同項の規定に基づく「望ましい学長像」を提示するものとしている。また、広島大学長選考規則第2条において学長候補者の選考機関は学長選考会議と定め、その選考に当たっては、第11条において「学長選考会議は、選考資料及び個別面接の結果を参考に総合的に判断し、学長候補者を決定する。」と規定しており、自らの権限と責任のもと行う選考方法をとっている。さらに、学長選考会議は、広島大学長候補者を決定した場合には、学長候補者の氏名、選考理由、選考経過及び選考基準を大学公式ウェブサイトで公表している。
補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再 任を可能とする場合の上限設 定の有無		学長選考会議において、広島大学長の任期及び再任の可否について、審議を行い、平成27年4月から「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。」と定め、大学公式ウェブサイトで公表しており、1期目の任期と同じく4年の任期とし、安定的にリーダーシップを発揮することができる期間を設定している。 □広島大学役員規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000124.htm
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		広島大学長選考規則第15条に以下のとおり解任申出の審議及び決定の手続を規定し、公表している。 第15条 学長選考会議は、次の各号のいずれかにより、学長の解任について理由を付して請求があった場合は、速やかに審議するものとする。 (1) 経営協議会委員の3分の2以上の連署による請求があったとき。 (2) 教育研究評議会評議員の3分の2以上の連署による請求があったとき。 2 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認める場合には、審議を行うものとする。 3 学長選考会議は、前2項の審議に当たり、学長から意見陳述の要請があった場合には、速やかにその機会を設けなければならない。 4 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営協議会から学長解任の請求があった場合には経営協議会に対して、教育研究評議会から学長解任の請求があった場合には経営協議会に対して、それぞれ意見を求め、第2項の審議を行うに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会の意見を求めなければならない。 5 学長選考会議は、文部科学大臣に対する学長解任の申出を決定した場合は、その旨を学長に通知するとともに、職員に周知するものとする。 □広島大学長選考規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000125.htm

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係 る任期途中の評価結果		広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ第1において,「学長選考会議は, 広島大学学長選考会議規則(平成16年6月29日規則第150号)第3条第3号に規 定する学長の業績評価について,当該学長の任期満了の日のおおむね1年前に実 施すること」としており,直近では,平成29年度に実施し,その結果を大学公式ウェブ サイトに公表している。
		口業績評価結果 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/president_selection_meeting
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、そ の検討結果に至った理由	更新あり	令和3年1月28日開催の学長選考会議において,最も経営力を発揮できる体制の 在り方について検討した結果,広島大学では,現状の体制が最も経営力を発揮でき ることから,大学総括理事を置いていない。また,令和3年6月22日開催の学長選考 会議で,次期執行体制においても,大学総括理事を置かないことを確認した。
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況	更新あり	国立大学法人広島大学業務方法書第2条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めることを規定している。また、同方法書第3条において、内部統制システムに関する事務を統括する役員及び職員その他内部統制システムの整備を推進するための体制の決定、モニタリングを行うために必要な規則の整備等について規定し、広島大学内部統制規則を定めている。 広島大学内部統制規則において、「学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関し、内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。」と規定し、また、各理事を内部統制担当役員とし、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、常時、業務の進捗等に関して、定期的な報告を受けることで把握し、監督する体制を整備している。 また、この他にも、種々の内部統制に係る取り組みを行い、所掌する理事の下で内部統制を運用するとともに、日常的なモニタリング(自己点検・評価)により継続的に見直しを図っている。また、これらの取組は、以下の通り本学公式ウェブサイトで公表
		している。 国立大学法人広島大学業務方法書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/75497/gyoumuhouhou270401.pdf 広島大学内部統制規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000740.htm 【研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する取組】
		「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」及びその関係規定において、構成員が従うべき行動規範を定め、研究活動の不正行為等の防止に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/compliance/prevent_misconduct
		【研究費等の不正使用防止等に関する取組について】 文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、「研究費等不正使用防止計画」を策定し、不正使用防止計画の実施、進捗管理を行い、研究費等の不正使用防止等に必要な措置を子講じている。
		https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/compliance/prevent_unauthorized_use
		【公益通報者保護に関する取り組み】 公益通報に係る窓口を、「広島大学における公益通報の取扱いに関する規則」に基づき財務・総務部総務G及び学外法律事務所に設置し、公益通報に関し必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima- u.ac.jp/about/compliance/whistleblowing_consultation_desk
		【情報セキュリティに関する取り組み】 情報セキュリティの維持及び向上のため、情報セキュリティに関する総括的な権限及 び責任を有する最高情報セキュリティ責任者(CISO)等を設置し、情報セキュリティの 維持及び向上に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/jyoho_ka
		【個人情報保護に関する取り組み】 「広島大学個人情報の取扱いに関する規則」に基づき,理事(財務・総務担当)の 下,適切な管理体制により,個人情報の管理等に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/information_disclosure/privacy_policy

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		大学公式ウェブサイトのトップページに閲覧者が目的の情報に容易にアクセスできるように「大学案内」、「入試情報」、「教育・学生生活・就職」、「研究」、「社会・産学連携」、「留学・国際交流」、「学部・大学院等」、「研究所・施設等」のサイトを設け、関連する情報を分かりやすく集約して発信している。また、法人経営等について、定期的に「学長メッセージ」及び「定例記者会見」で、発信を行っている。さらに、透明性をより確保するため、財務状況等をわかりやすく説明した『広島大学財務報告書』を2005事業年度から、毎事業年度作成しており、今年度については、本学の財務情報に加え、理念、ビジョン、教育研究等の諸活動など、非財務情報もより充実させた内容として公表している。
		https://www.hiroshima-u.ac.jp/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方 法による公表の実施状況	更新あり	大学公式ウェブサイトにおいて、以下のとおり対象に応じたサイトを設け、公表している。 【学生、保護者、卒業生】 保護者に関係する内容を「保護者の方」に、卒業生に関係する内容を「卒業生の方」に集約し公表している。また、学生のキャンパスライフを学内外に発信するポータルサイト「もみじ」において、広大生に関するニュース、イベント・サークル情報や、「学び」「学生生活」「進路・就職」「留学生」に関するサポート情報を、誰でも閲覧可能な状態で掲載している。 さらに、保護者に対しては、平成30年度から「保護者向け地域懇談会」を開催しており、本懇談会は、毎年、一部地域を変え、4か所から6か所の地域訪問し、本学の取組を説明するとともに、参加者である保護者との意見交換を行つている。また、今後の教育・研究の改善に活かすため、卒業後5年経過した卒業生を対象に実施しているアンケートにおいて、「卒業生から後輩に伝えたいこと」という問いを設け、その結果を大学のウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 □「学生」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/family □「卒業生の方」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/family □「不業生の方」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/glumni □「保護者向け地域懇談会」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/chiikikondankai □「卒業生から後輩に伝えたいこと」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/4
	更新あり	【寄附者】 平成19年に創設した広島大学基金では、学生支援事業を中心に大学の教育・研究を支えてきており、平成29年からは、本学創立75年となる令和6年に向けて「広島大学が躍動し広島の地を活性化させる基金」を立上げ、社会貢献事業を含む拠点構築のための取組を推進し、地域や実業界との協働を強化することで地域の活性化を目指している。また、寄附金使途・寄附金市工学・工学基金・アンサイトに掲載し、大学への支援の理解を求めるとともに、寄附者へは活用状況について説明を行っている。なお、寄附者への謝意を込めて、広報誌において寄附者情報(希望者のみ)を公表している。さらに、令和2年度には、基金の活用状況を寄附者へ丁寧に説明するため、全ての寄附者へ広島大学基金報告書として冊子を作成し、配布した。 一方、平成29年度に解散した(公財)広島大学教育研究支援財団の財源を活用し設置したサタケ基金では、本学における教育・研究活動、国際交流及び学生の奨学等に必要な援助を行うことを通じて日本の教育・学術・文化の発展に寄与することを目的として、学生を対象とした研究支援事業を実施し、ウェブサイトにおいて公募、結果の公表等を行っている。 各学部・大学院や特定の研究者への学術・診療研究に要する経費、教育研究の奨励、学生支援、その他業務運営に要する経費の寄附についてもウェブサイトにおいて、寄附者情報(希望者のみ)の公表等を行っている。 □寄附者情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/kifu □寄附の使途、奨学金等受給学生の声・広島大学基金の状況(広島大学基金活動報告書)(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/)・広島大学基金の状況(広島大学基金活動報告書)(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまにはいる広島大学基金活動報告書)(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまにはいる広島大学基金活動報告書)(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまにはいる広島大学広報誌「HU-plus」(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまにはいる広島大学広報誌「HU-plus」(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまには、およりにはいる広島大学広報誌「HU-plus」(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまりによりにはいる広島大学広報誌「HU-plus」(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまりによりにはいる広島大学広報誌「HU-plus」(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/とまりによりにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
		【産業界、地域社会】 本学ウェブサイトにおいて、「社会・産学連携」のカテゴリを設け、産学連携、地域連携等の情報をまとめて掲載し、必要な情報にアクセスしやすいように公開している。 □産学連携、地域連携等の情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/iagcc
	更新あり	【留学生、国内外の教育機関等】 留学生獲得や海外展開の拡大・拡充に繋げるため、公式ウェブサイトに「留学・国際 交流」のコンテンツを設け、国際交流に関する情報として、留学制度の案内、国際的 ネットワーク(国際交流協定校一覧、海外拠点一覧)、国際協力・国際貢献、本学の 国際戦略、数字で見る国際交流等を日本語、英語、中国語で掲載し、国内外の教 育機関や留学希望者などが、必要な情報に容易にアクセスしやすいよう公開してい る。
		□「留学·国際交流」https://www.hiroshima-u.ac.jp/international
		【法律等により公表を求められている事項】
		国立大学法人法等の定めにより公表する情報,学校教育法施行規則の定めにより公表する情報の公開については,HPにコンテンツを設けて情報をまとめて掲載し,必要な情報にアクセスしやすいように公開している。
		口公表情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info
		【その他のステークホルダー】
		本学が取り組んでいる教育研究活動等の状況を広く学内外に積極的かつ的確に 伝達することで社会への責任を果たすために、平成21年12月から「学長定例記者 会見」を継続的に毎月1回開催し、学長自らが発信している。
		口学長定例記者会見 https://www.hiroshima-u.ac.jp/koho_press/teirei

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		【学生が大学で身に付けることができる能力】 各教育プログラムごとにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー及び到達目標を定め、各教育プログラムの詳述書や大学案内「広島大学で何が学べるか」等に記載し、それらを誰でも閲覧可能な状態でウェブサイトに公開している。また、学位授与状況や卒業及び修了予定者が対象の教育の満足度や身についた能力等について問うアンケートの結果を誰でも閲覧可能な状態でウェブサイトで公表している。 □「大学・学部等」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/schools □大学案内「広島大学で何が学べるか」・学部パンフレット等 https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyushi/yoko_doga/pamphlet □「学位授与方針」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/policy/dp □「学位授与状況」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/degree_conferment
		【学生の満足度】 各種アンケートにおいて、本学学生の教育や学生サービスの満足度等の現状を把握し、大学ウェブサイト等において公表している。アンケート結果については、教育や学生サービスの改善につなげている。 □「学生による授業改善アンケート」・「学士課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート調査」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/self_evaluation □「学生生活実態調査」 https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/life-investigate.html □「学部卒業生フォローアップ調査」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/4
		【学生の進路状況】 学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表の義務化に沿って,大学公式ウェブサイトにて公表している。 □学生の進路状況の公表 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/data
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/information_disclosure/info_disclosure ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp/guide/guide11 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp/guide/guide08 (本項目については、別途公表しているHPがある場合、当該HPのURLをリンクすることで差支えありません)